## 騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書

年 月 日

幸田町長様

県民の生活環境の保全等に関する条例第9条第2項の規定により、騒音発生施設の 種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

て 日 フ い 吉 米 日 で						※ 整理番号			
工場又は事業場の 名称	幸田(村	朱)⋾	幸田	工場		※ 受理年月日		年 .	月日
	※ 施設番号				Ļ				
工場又は事業場の 所在地	幸田町大字〇〇字〇〇					※ 審査結果			
// 142-0						※ 備 考			
騒音発生施設の 種類	型式		称	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			力	変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
圧縮機	В-С	5.Ok	:W	2	5	8:30	17:00	8:30	17:00

- 備考 1 騒音発生施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、条例第9条第2項の規定により届出を要しないこととされるときは、当該騒音発生施設の種類については、記載しないこと。
  - 2 騒音発生施設の種類の欄には、別表第4に掲げる項番号及び記号並びに名称を記載すること。
  - 3 連絡責任者の所属、氏名及び電話番号を記載した書類を添付すること。
  - 4 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 5 別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 6 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。